

滋賀医科大学との包括協定の締結について

I. 滋賀医科大学と草津市が包括協定を締結するメリット

1. 滋賀医科大学

滋賀医科大学では、滋賀県で唯一の医療系単科大学として、医療福祉への貢献・新産業の創出・地域振興等、社会の幅広い分野から求められる役割を積極的に担うため、平成20年に「産学連携推進機構」を設置し、「しが医工連携ものづくり産学官連携拠点」の先進医療機器開発等、産学官連携を通じた研究開発成果の活用を推進している。また、社会医学講座公衆衛生学部門で取り組む、生活習慣病予防のための多様な疫学研究にも特色を持ち、これらの研究をさらに推進するため、平成25年に「アジア疫学研究センター」を設置した。そこで行われている疫学研究の一例には、草津市民より無作為に抽出された一般集団を対象に実施している、動脈硬化と認知症およびその関連要因に関する「滋賀動脈硬化疫学研究 SESSA(セッサ)」が挙げられる。

このような研究対象地域としての実績がある草津市と包括協定を締結することによって、相互の連携・協力体制を明確にした形で他分野も含めた教育研究フィールドの拡大を図ることができると同時に、地域の政策課題解決に貢献することができる。

2. 草津市

草津市は、平成29年度から第5次草津市総合計画第3期計画に取り組む年であることや、平成28年8月28日に「草津市健幸都市宣言」を行い、平成29年度からの6か年計画として、高齢化の更なる進展や人口構造の変化等を見据え、市民が生きがいをもち、健やかで幸せに暮らし続けられる「健幸都市くさつ」を目指して、「草津市健幸都市基本計画」(以下、「基本計画」という)の策定を進めている。基本計画においては、「目指せ、健幸都市くさつ！！～住む人も、訪れる人も、健幸になれるまちを目指して～」を基本理念として、「まちの健幸づくり」、「ひとの健幸づくり」、「しごとの健幸づくり」の3つの基本方針を掲げている。

今後、草津市は総合計画における取組や、基本計画における基本方針を進めるための具体的な6つの基本施策を、滋賀医科大学と包括協定を締結することによって、滋賀県で唯一の医療系単科大学が持つ学問的特性を活かした諸課題の解決に取り組むことができる。

Ⅱ. 包括協定のイメージ

草津市と滋賀医科大学との包括協定の具体的な連携イメージは次のとおり。

(実際の包括協定書には「協力事項」の条文に下記のうちゴシック体の部分のみを掲載する。)

1. 健康の向上と発展に関する事業

基本施策	具体的な事業	担当課
出かけたくなるまちづくり		
交流機会や健康拠点の充実		
地域の主体的な健康づくりの推進	図書館内に医療情報コーナーを設け、医療の現場が広報したい情報（相談窓口の案内や病気予防の知識等）を市民に向けて発信する機会を作る。	図書館
個人の健康づくりの推進	働く世代の健康増進（検討中） 草津市健幸都市づくり推進委員会委員 草津市健康づくり推進協議会委員 生活習慣病予防関連 国保特定健診、特定保健指導 大学教員を講師とした健康づくりや病気に対する正しい知識等を学ぶ講演会を開催する。関連図書や地域情報を得ることのできる図書館で開催することで、市民の主体的に学ぼうとする意欲を喚起することが期待できる。	健康福祉政策課 健康増進課 保険年金課 図書館
地域産業と連携した健康産業の活性化		
大学・企業等との連携	ヘルスツーリズムの実施に向けて、身体測定・採血・体力測定・生活習慣病予防や食事講義等の健康づくりに関するプログラムの開発・展開に協力いただきたい。	企画調整課

2. 医療の向上と発展に関する事業

基本施策	具体的な事業	担当課
出かけたくなるまちづくり		
交流機会や健康拠点の充実		
地域の主体的な健康づくりの推進		
個人の健康づくりの推進	働く世代の健康増進（検討中） 国保特定健診、特定保健指導、生活習慣病予防関連 子どもの発達障害にかかる地域医療体制の充実	健康福祉政策課 健康増進課 保険年金課 発達支援センター
地域産業と連携した健康産業の活性化		
大学・企業等との連携		

3. 福祉の向上と発展に関する事業

基本施策	具体的な事業	担当課
出かけたくなるまちづくり		
交流機会や健康拠点の充実		
地域の主体的な健康づくりの推進		
個人の健康づくりの推進	介護予防、認知症予防に効果的な取り組みについて 発達障害者等支援システムの取り組み	長寿いきがい課 発達支援センター
地域産業と連携した健康産業の活性化		
大学・企業等との連携		

4. 産業の振興に関する事業

基本施策	具体的な事業	担当課
出かけたくなるまちづくり		
交流機会や健康拠点の充実		
地域の主体的な健康づくりの推進		
個人の健康づくりの推進		
地域産業と連携した健康産業の活性化	ヘルスケア産業の可能性の研究	商工観光労政課
大学・企業等との連携	UDCBKと連携（新ビジネスの創出）	未来研究所

5. 地域の活性化に関する事業

基本施策	具体的な事業	担当課
出かけたくなるまちづくり		
交流機会や健康拠点の充実		
地域の主体的な健康づくりの推進	各まちづくり協議会での健康事業の取組 （平成28年8月28日、各まちづくり協議会において健幸宣言実施）	まちづくり協働課
個人の健康づくりの推進		
地域産業と連携した健康産業の活性化		
大学・企業等との連携	UDCBKと連携（新ビジネスの創出）	未来研究所

Ⅲ. これまでに包括協定を締結した大学

- ①立命館大学（平成15年11月6日）
- ②滋賀大学（平成22年5月31日）
- ③成安造形大学（平成22年8月5日）
- ④京都橘大学（平成26年12月25日）
- ⑤滋賀県立大学（平成28年3月30日）

Ⅳ. 今後の方向性

今後も、他大学から事業の連携等に関しての包括協定締結の申し出や、本市が地域社会の発展等に資するため、大学が持つ知見と連携することが必要と判断することが考えられる。その際は、連携内容を十分精査し、双方にメリットがあると判断できれば、大学のある都市として優位性をさらに高めることが可能であることから、県内外を問わず、適宜、包括協定を締結するものとする。なお、包括協定を締結している大学のなかで、学部や研究内容が重なる場合は、草津未来研究所が、多様な選択肢の中から最適な連携先を調整するものとする。

<包括協定に至った経緯>

草津市では、誰もが生きがいをもち、健やかで幸せに暮らせる都市モデル「健幸都市くさつ」の実現に向け、昨年8月に健幸都市宣言を実施し、併せて、草津市健幸都市基本計画の策定にあたって、市長をトップに、全ての部長級で構成する草津市健幸都市づくり本部会議と、外部委員で構成する「草津市健幸都市づくり推進委員会」で検討いただいた。また、滋賀医科大学の平成28年度計画においても、「社会との連携や、社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置」を講じていくという方針にも合致し、市からの申し出にご理解いただいた。

<今後のスケジュール>

- 2月27日（月） 草津市長と滋賀医科大学学長・副学長との懇談会
- 2月28日（火） 部長会での審議
- 3月21日（火）～24日（金） 正副議長説明&ポスティング
- 3月27日（月） 定例記者会見
- 3月29日（水） 調印式

<協定期間>

協定締結の日が年度末であることを鑑みまして、協定書第3条にて、協定の有効期間は、平成30年3月31日までとします。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲または乙から改定の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とします。